

# 岩手



『雲海に浮かぶ(滝沢市)』 写真：眞館弘治

健康づくりは 人づくり  
みんなでつくる 健康職場

(全国労働衛生週間スローガン)

〔目次〕

健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場	..... 2
過労死等防止対策推進シンポジウム、 平成31年度業務改善助成金のご案内	..... 3
平成30年度の個別労働紛争解決制度施行状況 について	..... 4・5
子育て支援(くるみん)、女性活躍(えるほし)の推進企業認定!、 両立支援等助成金のご案内	..... 6
クエスチョン(年次有給休暇の時季指定について)	..... 7
メンタルヘルスとコミュニケーション@ (バイアス②)	..... 8
インフォメーション	..... 9
講習会のお知らせ	..... 10・11

9月は全国労働衛生週間準備期間です。職場の環境改善、健康管理に取り組みましょう。

# 「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

(令和元年度全国労働衛生週間スローガン)



全国労働衛生週間（10月1日から7日まで）は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第70回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

現在の労働者の健康をめぐる状況を見ると、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者が依然として半数を超えているほか、県内の定期健康診断における有所見率が、昨年初めて6割を超えました。

また、労働者の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要な場面が、今後、さらに増えることが予想されます。

さらに、化学物質に係るリスクアセスメントの未実施、危険性・有害性等に係るラベル表示やSDSの交付が徹底されていない、石綿にばく露するおそれのある建築物等の解体における手続きが適切に行われていないなどの状況が認められるところです。

おって、平成30年7月に望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が成立しましたが、職場における受動喫煙防止対策への取組が不十分な状況も見られます。

このような背景を踏まえ、今年度は、

## 「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間が展開されます。本週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。

準備期間中（9月1日から9月30日まで）に各職場で実施する事項は次のとおりです。

- ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- イ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ウ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- エ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- オ 受動喫煙対策に関する事項
- カ 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- キ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- ク 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
- ケ 事務所や作業場における清潔保持
- コ 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- サ 作業環境管理の推進
- シ 作業管理の推進
- ス 健康管理の推進
- セ 労働衛生教育の推進
- ソ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- タ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- チ 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進
- ツ 石綿障害予防対策の徹底
- テ 粉じん障害防止対策の徹底
- ト 電離放射線障害防止対策の徹底
- ナ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- ニ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- ヌ 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
- ネ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- ノ その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
- ハ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

本週間中（10月1日から7日まで）に各職場で実施する事項は次のとおりです。

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



厚生労働省  
過労死等防止啓発月間

過労死をゼロにし、  
健康で充実して働き続ける  
ことのできる社会へ

参加  
無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策  
シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

岩手会場 令和元年11月15日(金)

開催場所等の詳細は決定次第、以下のHPで公開しています。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>



(お問い合わせ先)

厚生労働省シンポジウム事業受託事業者

(株)プロセスユニーク

専用フリーダイヤル

0120-053-006 (月～金 9:00～17:30)

## 平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

### 概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	4/5  生産性要件を満たした場合は 9/10 <sup>(※)</sup>
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	3/4  生産性要件を満たした場合は 4/5 <sup>(※)</sup>
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

### ご注意いただきたい事項

- ◆過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

### お問い合わせ先

- ◆全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



### 申請先

- ◆業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

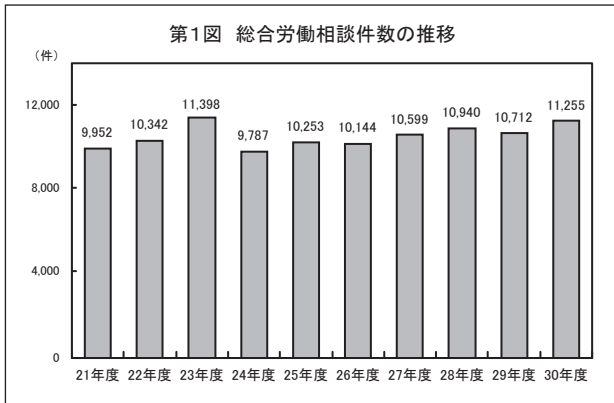
# 平成30年度の 個別労働紛争解決制度施行状況 について 岩手労働局

岩手労働局（局長 小鹿 昌也）では、職場における「いじめ・嫌がらせ」や「解雇」をはじめとする個々の労働者と事業主との間の紛争を解決するため、労働局及び各労働基準監督署内に合計8箇所の総合労働相談コーナーを設置して「個別労働紛争解決制度」を運用していますが、平成30年度の状況を取りまとめましたので公表します。

## I 相談の状況について

### 1 総合労働相談件数<6年連続1万件超>

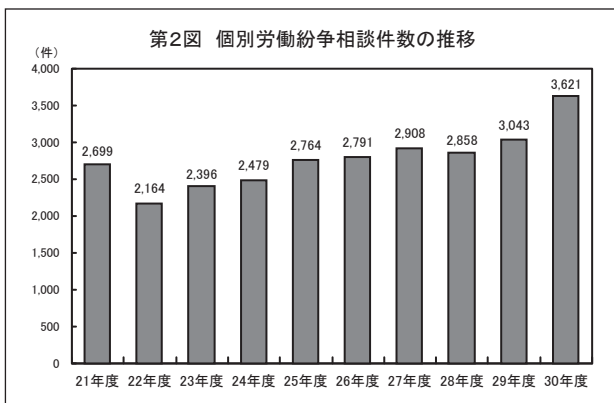
総合労働相談件数は11,255件で前年度（10,712件）と比べて5.1%増加し、平成25年度から1万件以上の状態が続いている。【第1図】



### 2 個別労働紛争に関する相談件数と内容

#### (1) 相談件数<過去最高の件数を記録>

個別労働紛争に関する相談件数は3,621件で、前年度（3,043件）と比べて19.0%増加し、平成13年度に統計を取り始めて以来最高の件数となった。【第2図】

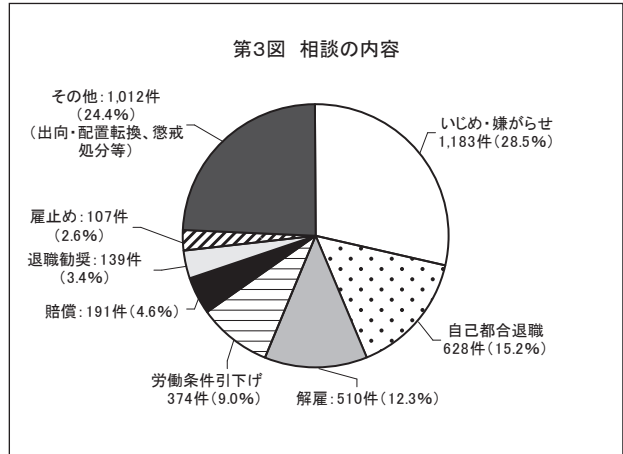


#### (2) 相談の内容<「いじめ・嫌がらせ」が最も多くおよそ3割を占める>

「いじめ・嫌がらせ」が1,183件（28.5%）で最多、次いで「自己都合退職」が628件（15.2%）、「解雇」が510件（12.3%）、「労働条件引下げ」が374件（9.0%）

となり、これらの合計で全体の7割近くを占めた。

#### 【第3図】



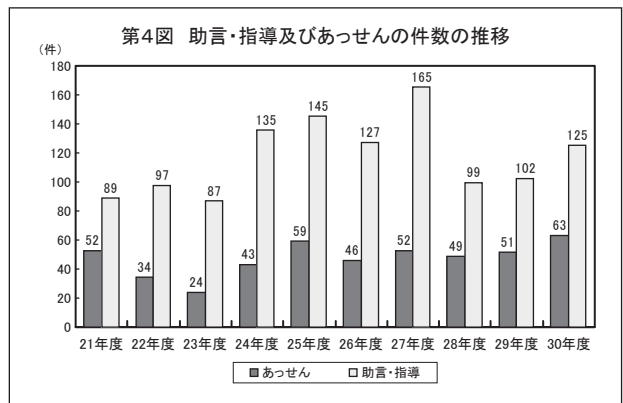
(注) 1件の相談で複数の内容があった場合は重複計上しており、各内容の総計は相談件数とは一致しない。

## II 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの状況について

### 1 件数の推移<助言・指導及びあっせんともに増加>

助言・指導の申出件数は125件で、前年度（102件）比で22.5%増加した。

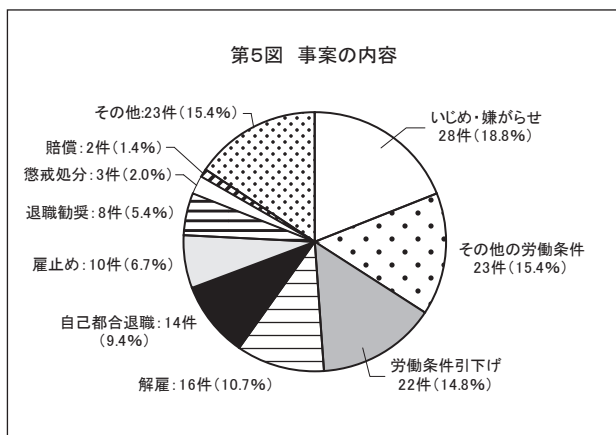
また、あっせんの申請件数は63件で、前年度（51件）比で23.5%増加した。【第4図】



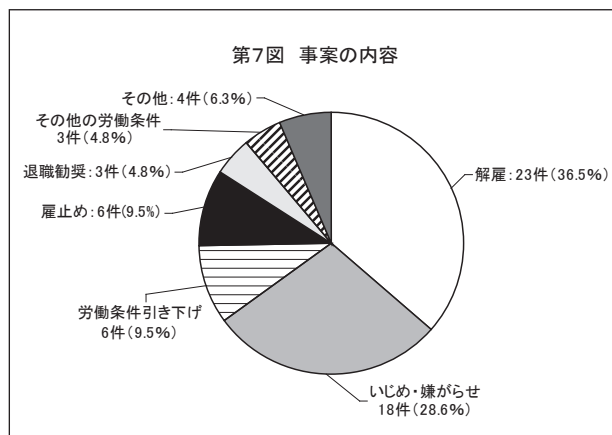
### 2 助言・指導

#### (1) 事案の内容<「いじめ・嫌がらせ」が7年連続で最多>

助言・指導の事案の内容は、「いじめ・嫌がらせ」が28件（18.8%）で7年連続最多、次いで「その他の労働条件」が23件（15.4%）、「労働条件引下げ」が22件（14.8%）となっており、これらの合計で全体の約5割を占めた。【第5図】



(注) 1件の事案で複数の内容の場合は重複計上しており、各項目の総計は助言・指導件数とは一致しない。

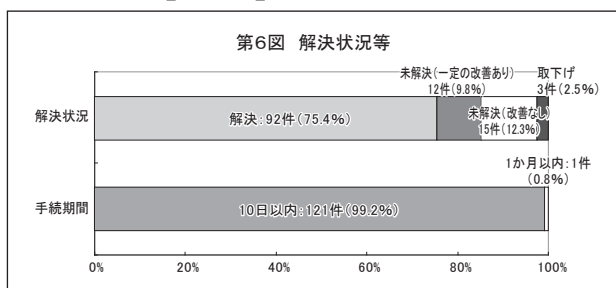


(注) 1件の事案で複数の内容の場合は重複計上しており、各内容の総計はあっせん件数とは一致しない。

(2) 解決状況等<4分の3が解決し、99.2%が10日以内に終了>

平成30年度中に手続を終了した助言・指導は122件で、そのうち92件が解決し、解決率は75.4% (昨年度74.7%) となった。

また、99.2%に当たる121件が10日以内に手続を終了している。【第6図】



### 3 あっせん

(1) 事案の内容<「解雇」と「いじめ・嫌がらせ」で6割以上を占める>

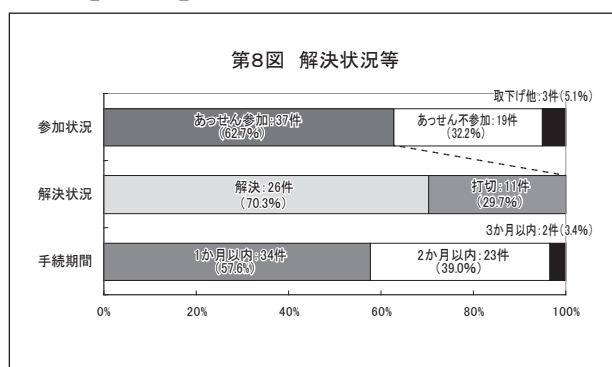
あっせんの内容は、「解雇」が23件 (36.5%) で最も多く、次いで「いじめ・嫌がらせ」が18件 (28.6%) となり、これらの合計で全体の65.1%を占めた。【第7図】

(2) 解決状況等<あっせん参加率は62.7%、そのうち70.3%が合意解決>

平成30年度中に手続を終了したあっせんは59件で、うち、あっせん開催前に合意したもの、申請の取下げ、申請後に労働者でないことが判明したものが計3件あった。

被申請人が参加したあっせん成立率 (参加率) は62.7% (37件)、あっせん手続中に解決した率は70.3% (26件) であった。

なお、2か月以内に96.6%の手続が終了し、「簡易・迅速」という制度の特徴が活かされた結果となっている。【第8図】



## パワハラ対策が事業主の義務となります！

～労働施策総合推進法の改正～ (公布日: 令和元年6月5日)

※職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。

○ 職場におけるパワーハラスメント防止のために、**雇用管理上必要な措置**を講じることが事業主の義務となります (適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります)。

※**雇用管理上の措置の具体的内容** (現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討)

- ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
- ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たす**ものです

- ① 優越的な関係を背景としたもの
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動
- ③ 就業環境を害すること (身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)

施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

## 子育て支援（くるみん）、 女性活躍（えるぼし）の 推進企業認定！

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法では、一定の基準を満たし子育て支援に関する状況又は女性の活躍推進等が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

新たに以下の2社が認定を受け、認定通知書を交付しました。

今回の認定により県内のくるみん認定企業は32社、えるぼし認定企業は10社となりました。

### くるみん認定企業（2回目の認定）

#### 社会福祉法人胆沢やまゆり会

（高齢者介護事業・奥州市）

妊娠、出産等により退職した労働者を対象とした再雇用制度を導入。併せてインターンシップ等を通じた若者採用・育成にも力を入れる等幅広い両立支援策を実施！



### 認定基準の主な達成状況

- ・計画期間内（4年2か月）に男性2名が子の看護休暇を取得

### えるぼし認定企業（県内製造業初）

#### 株式会社ペアレン醸造所

（飲料製造業・盛岡市）

女性管理職を登用すべく従業員に対し今後のキャリア形成に関する意向調査を実施。管理職を希望した者の中から初の女性課長相当職が誕生！



### 認定基準の主な達成状況

- ・課長相当職以上に占める女性割合…20%（産業平均値7.5%）



認定通知書交付式の様子

【問合せ先】岩手労働局 雇用環境・均等室  
電話 019-604-3010

## 両立支援等助成金のご案内

### （1）出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業等を取得した男性労働者が生じた事業主に助成します。

### （2）介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

### （3）育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った中小企業事業主に支給します。

- ①育休取得時 ②職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合
- ③代替要員確保時：育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合
- ④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者が職場復帰後、6か月以内に一定以上利用させた場合

### （4）再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、従来の勤務経験が適切に評価・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給します。

### （5）女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」およびその達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した中小企業事業主に支給します。

お問い合わせ：岩手労働局雇用環境・均等室

電話 019-604-3010

クエスチョン

## 年次有給休暇の時季指定について

Q1

年次有給休暇の時季指定とはどのようなものでしょうか。

A

年次有給休暇は、働く方の心身のリフレッシュを図ることを目的として、原則、労働者が請求する時季に与えることとされています。しかし、同僚への気兼ねや請求することへのためらい等の理由から、取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。このため、労働基準法が改正され、2019年4月から、すべての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

Q2

使用者による時季指定を半日単位や時間単位で行うことはできますか。

A

労働者の意見を聞いた際に半日単位の年次有給休暇の取得の希望があった場合においては、使用者が年次有給休暇の時季指定を半日単位で行うことは差し支えありません。この場合において、半日の年次有給休暇の日数は0.5日として取り扱います。また、使用者による時季指定を時間単位年休で行うことは認められません。

Q3

使用者による時季指定について、就業規則に記載する必要はありますか。

A

休暇に関する事項は就業規則の絶対的記載事項であるため、使用者による時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載する必要があります。

※ 就業規則の規定例  
第〇条

1～4（略）（※厚生労働省ホームページのモデル就業規則をご参照ください。）

5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第3項又は第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

Q4

法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定してもよいでしょうか。また、会社が独自に設けている有給の特別休暇（法定の年次有給休暇日数を上乗せするものとして付与されるものを除く。）を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定してもよいでしょうか。

A

年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日について使用者が時季を指定して取得させることを義務化した趣旨は、年次有給休暇の取得率が低調な現状にあることから、年次有給休暇の取得を促進させることにあります。Q4のような取り扱いは、実質的に年次有給休暇の取得促進につながっていないことから、望ましくありません。また、特別休暇などの労働条件の変更は労働者と使用者が合意して行うことが原則です。

# メンタルヘルスと コミュニケーション

④2 ～バイアス②～

今松 明子

先月に引き続き、バイアスです。今月は**確認バイアス**を取り上げていきます。**確認バイアス**とは無意識のうちに自分の考えを肯定するような情報にばかり目を留め、否定するような情報は排除したり無視したり軽視したりする傾向のことを言います。

自分に都合のいい情報ばかり集めることになる、という弊害が考えられるでしょうか。物事を多角的に見ることができなくなってしまうそうです。つまり、視野が狭くなってしまう可能性があるということになります。そして、考え方も柔軟さに欠け、自分の考えが正しいと自信を持ち、固執してしまう事だって考えられます。そうすると、周囲の人の意見を取り入れることも苦手ということになります。もしかしたら、自分の固定観念を周囲に押し付けてしまうようなこともあるかもしれません。ひとことでまとめると客観的な判断ができにくくなるということです。でも、これは特別な人だけの特性ではありません。強弱の差こそあれ、誰しもが持っている特性と言われています。

パートで十数年、嘱託になり数年、準社員になって2年目の50代のベテラン女性のお話です。ついながら、ご本人からは了承をいただいてのご紹介です。

「先月、上司面談があったのですが、査定が良くなかったんです。給料分だけ働いて言っている人もいますんですけど、私は仕事に対する努力は惜しまないと決めているんです。絶対に手抜きはしないし、責任感自信をもって強いと胸を張って言えます。みんなもそう思っています。誰に訊いてもらってもいいです。それなのに、何でしょうねえ。ちょっと納得できなかったんです。だから、思い切って聞いてみたんです。そしたらフレキシブルでないとされたんです。あっそうですかって言って面談は終わったんですけど・・・後でネットで調べたら“融通がきくこと”だそうですが、なんなんですか、私、融通が利かない？柔軟性がないってことですか？」

努力が報われないと半ば怒り、認められないと半ば悲しみのような言動でした。「上司にどこがフレキシブルでないとされたのですか？」「・・・」「ど

こがフレキシブルでないかと訊きましたか？」「いえ、、、フレキシブルという意味がわからなかったの、ただ、すごく批判されているように感じて、もういいですって言って面談終わりました。」「あとで意味を調べてみて納得がいけないということですね？」と言う感じでカウンセリングを始めました。

どのように感じられますか？ 自分の価値観、自分の考えと相手との考えに相違があったということに対して、もう初めから聞く耳を持っていないような感じを受けませんか。相手の考えを受け入れようなどとは思わず、自分だけの世界で話しているように感じます。人間ってだれも自分こそ正しいと思いたいので、“職場の誰もが私のことを責任感が強いと言っている”と強調していますが、これは自分の考えを補強する情報だけを取り入れ、確認バイアスを強固なものにしているようです。その結果、職場に行くのも嫌になったと言うようなことまで話されることにつながったのです。そこに気が付いてもらうのがなかなか難しいことでした。

この例に限らず、私たちは自分が正しいと思っていることを確かめるためにはせっせと情報は探します。違っている、間違っているというようなことが見えたとしても無視をしたりしてしまいます。このため、最初の判断を補強する情報だけで自分の判断は「間違っていない」と思い込んでしまいます。振り込め詐欺の例などまさにあてはまるように思います。徐々に手口が巧妙になっていますが、また、騙されたという報道があるたびに「なぜ騙されるんだろう。自分なら絶対に騙されない」と思ったりしませんか。例えば自分の子供が財布を落として困っているというような電話があると、まさかと思いがたにも、あの子はおつちこちよいなので過去にそういう類のことはあったなあなどと、そのことを補強する情報を頭の中で探しだし、電話の内容を正当化してしまい振り込みをしてしまうようなことにつながったりします。いざ振り込んでしまうと自分は騙されていないと思いたいので、もし、ちょっとおかしいなと思うようなことがあっても無意識に無視してしまうかもしれません。この辺も確認バイアスが関係していそうですね。

誰でも時として確認バイアスが働く可能性があるということをお忘れなきことが大切です。そして、真実をきちんと伝えてくれる信頼できる友人を持っていることもバイアスの回避につながるかもしれません。





インフォメーション

新会員事業所のお知らせ			7月に加入された事業所をご紹介します		
支部名	事業所名	所在地	支部名	事業所名	所在地
釜石	岩手罐詰(株) 釜石工場	釜石市	大船渡	(有)奥州交通	陸前高田市
一関	特定非営利活動法人 あゆみ	一関市	二戸	(有)百蔵	二戸市
大船渡	(株)佐藤林産	大船渡市			

6月末会員数	5,025	7月加入	5	7月退会	13	7月末会員数	5,017
--------	-------	------	---	------	----	--------	-------

### 令和元年度臨時理事会を開催



当協会の令和元年度臨時理事会は、8月8日(木) 17:00~17:30「アートホテル盛岡」の『青雲の間』において業務執行理事である別府副会長(写真右)の挨拶により開催され、欠員に伴う会長及び業務執行理事でない副会長の選任について次の通り確認されました。

会長、近藤一英(こんどうかずひで)氏(東北電力(株)岩手支店執行役員支店長)、(写真左)  
副会長、宮澤一郎(みやざわいちろう)氏(北東金属(株)代表取締役)、(写真中央)

※詳細については、当協会のHPを参照願います。



第78回 **全国産業安全衛生大会**  
10月23日(水) → 25日(金)

総合集会 特別講演	分科会 講演
「ときめきのとき」 10月23日(水) (みやこめっせ)  宮田 亮平氏	安全管理は「ダイバーシティ」で向上する!? 10月24日(木) (みやこめっせ)  佐々木かをり氏

※申込みは、中災防HPまたは当協会本部 (TEL 019-681-9911) までお問い合わせ願います。

講習会のお知らせ 令和元年11月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技 能 講 習	有機溶剤作業主任者技能講習	11/19(火)~20(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	※11,550	※1,980
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11/12(火)~14(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	※17,050	※2,200
		11/12(火)~13(水)・15(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	玉掛け技能講習	9/17(火)~19(木)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部	23,760 (一部免除者) 21,600	1,620
		9/17(火)~18(水)・20(金)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部		
		10/1(火)~3(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部	※24,200 (一部免除者) ※22,000	※1,650
		10/7(月)~9(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		10/7(月)~8(火)・10(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		10/7(月)~9(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		11/5(火)~7(木)	サンパルク2F会議室他	20	釜石支部		
		11/5(火)~6(水)・8(金)	サンパルク2F会議室他	20	釜石支部		
	11/11(月)~13(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部			
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	9/13(金)~16(月)	アイドーム他	40	一関支部	30,240	1,620
		10/1(火)~4(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		10/15(火)~18(金)	サンパルク2F会議室他	30	釜石支部	※30,800	※1,650
		10/15(火)~18(金)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		11/11(月)~14(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		11/18(月)~21(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	9/10(火)~12(木)	サンパルク2F会議室他	20	釜石支部	29,700 (一部免除者) 27,540	1,674
		9/10(火)~11(水)・13(金)	サンパルク2F会議室他	20	釜石支部		
		9/10(火)~12(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部	※30,250 (一部免除者) ※28,050	※1,705
		10/7(月)~9(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		10/8(火)~10(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		10/8(火)~9(水)・11(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		10/28(月)~30(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
	11/25(月)~26(火)・28(木)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部			
	ガス溶接技能講習	10/7(月)~8(火)	二戸職業訓練協会他	40	二戸支部	※11,000	※880
		10/11(金)~12(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部		
11/7(木)~8(金)		気仙教育会館他	40	大船渡支部			
11/8(金)~9(土)		一関職業訓練協会	40	一関支部			
11/25(月)~26(火)		岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部			
高所作業車運転技能講習	9/11(水)~12(木)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部	35,640 (一部免除者) 32,400	1,850	
	9/11(水)・13(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
	10/23(水)~24(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	20	宮古支部	※36,300 (一部免除者) ※33,000	※1,884	
	10/23(水)・25(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	20	宮古支部			
	11/12(火)~13(水)	気仙教育会館他	20	大船渡支部			
	11/12(火)・14(木)	気仙教育会館他	20	大船渡支部			
安全衛生推進者養成講習	10/2(水)~3(木)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	※9,350	※1,430	
	10/10(木)~11(金)	二戸職業訓練協会(日程変更)	40	二戸支部			
	11/14(木)~15(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部			
特 別 教 育	クレーン運転業務特別教育	9/18(水)~19(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	9,720 <del>10,800</del> ※9,900 ※11,000	1,674 ※1,705
		10/11(金)~12(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
		11/7(木)~8(金)	岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部		
		11/12(火)~13(水)	サンパルク2F会議室他	30	釜石支部		
		11/15(金)~16(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
		11/21(木)~22(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	10/7(月)	サンパルク2F会議室	40	釜石支部	※8,800 ※9,900	※715
		11/27(水)	アイドーム	60	一関支部		
	アーク溶接等の業務特別教育	9/26(木)~27(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	10,800 <del>11,880</del> ※11,000 ※12,100	1,080 ※1,100
		11/22(金)~23(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部		
	自由研削と石取替え業務特別教育	9/28(土)	アイドーム	40	一関支部	6,480 <del>7,560</del> ※6,600 ※7,700	1,296 ※1,320
		10/17(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
		11/26(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部		
	粉じん作業特別教育	9/13(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	5,400 <del>6,480</del> ※5,500 ※6,600	864 ※880
11/29(金)		岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部			

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特 別 教 育	フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育	9/30(月)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部	5,940 7,020	972
		10/2(水)	サンバルク2F会議室	40	釜石支部	※6,050 ※7,150	※990
		10/29(火)	アイ・ドーム	40	一関支部		
		11/27(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	小型車両系建設機械運転特別教育	10/22(火)~23(水)	アイ・ドーム他	20	一関支部	※14,080 ※15,180	※1,676
		10/23(水)~24(木)	岩手労働基準協会研修センター	35	盛岡支部		
		10/23(水)~24(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		11/5(火)~6(水)	岩手労働基準協会研修センター	35	盛岡支部		
	巻上げ機の運転の業務特別教育	10/24(木)~25(金)	気仙教育会館他	40	大船渡支部	※12,650 ※15,840	※1,049
	足場の組み立て等の特別教育	11/1(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	※6,050 ※7,150	※815
11/20(水)		気仙教育会館	40	大船渡支部			
そ の 他	職長教育	9/26(木)~27(金)	サンバルク2F会議室	40	釜石支部	12,420 13,500	864
		10/24(木)~25(金)	アイ・ドーム	50	一関支部	※12,650 ※13,750	※880
		10/30(水)~31(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
		11/20(水)~21(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
	職長・安全衛生責任者	10/15(火)~16(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	※12,650 ※13,750	※1,540
		10/24(木)~25(金)	サンバルク2F会議室	40	釜石支部		
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	10/17(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	※6,050 ※7,150	※968
		11/11(月)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
		11/21(木)	アイ・ドーム	50	一関支部		
	有機溶剤作業従事者安全衛生教育	9/30(月)	気仙教育会館	30	大船渡支部	6,804 7,884	972
	化学物質のための リスクアセスメントセミナー	10/25(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	本 部	※5,500 ※6,600	※880
	安全管理者能力向上教育(定期)	10/21(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	本 部	※7,150 ※8,250	※2,200
	第一種衛生管理者試験準備講習	10/10(木)~11(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	※15,400	※6,820
及び 10/17(木)~18(金)		※17,600					

※ 受講料・テキスト代は9月までは消費税8%込み、10月より消費税10%込み(※印)の表記となります。

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段=会員、下段(斜字)=会員以外です。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

### 岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズイベント

9月は全国労働衛生週間準備月間です。職場の環境改善、健康管理に取り組みましょう。全国労働衛生週間（10月1日から7日まで）は、昭和25年の第1回実施以来、今年で○回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

では、○に入る数字は次のどれでしょうか？

- ① 70
- ② 60
- ③ 50

ヒント 2ページを参考に回答してください。

- 応募方法 ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 締め切り 令和元年9月20日（金）消印有効
- 宛先 ☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25  
（公財）岩手労働基準協会 クイズ係宛て  
FAX 019-681-1018  
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表 応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 8月号の正解 ③

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報もお待ちしております。



9月24日は  
岩手県産業安全衛生大会開催日

県内事業所の労働災害防止に向けた取組等を認識し、安全・安心・快適な職場の実現を目指す大会です。内容は優良事業所の表彰、事例発表や講演会、最後にお楽しみの抽選会もあります。働き方改善のためにもぜひご参加ください。

参加費 1,500円 申込締め切り 9月13日  
申込書は当協会ホームページにあります  
お問合せは 当協会の各支部へ

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

事なきを好日として明け暮れる

何か事があると、そのことだけに囚われて、手が付けられなくなります。退屈ではあるものの、何事も無く過ぎた一日を好日と捉えると安心です。

（川柳原生林6月号<杜若>多田てるこ作品より）

岩手の死亡災害（7月末）

製造業	0	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	3	(6)
運輸交通業	1	(0)
林業	0	(2)
商業	0	(0)
その他	1	(2)

累計 5 (11)  
( ) 内は前年同期

編	集
後	記

6月末の新聞記事に「脳血管疾患18年死亡率本県全国ワースト」と記載がありました。2010年に死亡率が全国最悪になって以降岩手県は『脳卒中予防県民会議』を立ち上げて減塩など生活習慣の改善を促してきたが十分に成果が上がっているとは言えず、対策の強化が求められると記事にはありました。厚労省によると、岩手県の17年の死亡率は人口10万人当たり155.3人で秋田県に続くワースト2位、近年は秋田県と岩手県がワーストを争っており、18年は岩手県が再び最下位となりました。脳卒中予防県民会議では減塩食や運動の推進などを呼び掛け、毎月28日を「いわて減塩・適塩の日」に定め、県民への働きかけを行っています。4月にスタートした県民計画（19～28年度）では、がん、心疾患、

脳血管疾患による新たな目標を盛り込みました。男性であれば16年度の人口10万人当たり305.1人を21年度には273.8人まで減らそうというものです。7月12日岩手県脳卒中予防県民大会が開催されましたが、そのなかで脳卒中予防十か条を覚えましたが、そのなかで脳卒中予防十か条を覚えましたが、1. 手始めに高血圧から治しましょう、2. 糖尿病放っておいたら悔い残る、3. 不整脈見つけたり次第すぐ受診、4. 予防にはたばこを止める意思を持って、5. アルコール控えめは薬 過ぎれば毒、6. 高すぎるコレステロールも見逃すな、7. お食事の塩分・脂肪控えめに、8. 体力に合った運動続けよう、9. 万病の引き金になる太り過ぎ、10. 脳卒中起きたらすぐに病院へ。今からでも対策しましょう！！

発行 令和元年9月1日  
定価 1部 100円  
〔 会員事業所の購読料  
は年会費に含む 〕

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会  
盛岡市北飯岡一丁目10-25  
☎020-0857 / ☎019-681-9911 / FAX019-681-1018  
編集・発行人 戸澤 勝 弘